

平成29年（行タ）第2091号 保証金没取の申立事件

決 定

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

申 立 人	公 正 取 引 委 員 会
同代表者委員長	杉 本 和 行
同指定代理人	石 谷 直 久
同	田 中 修
同	上 瀧 清 典
同	小 野 寺 哲
同	増 田 達 郎

山梨県山梨市東407番地

相 手 方	株 式 会 社 内 田 組
同代表者代表取締役	内 田 光 司
同訴訟代理人弁護士	中 村 信 雄
同	押 久 保 公 人

主 文

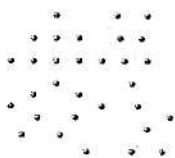
申立人が平成23年4月15日にした排除措置命令（平成23年（措）第1号）につき、相手方がその執行を免れるために供託した保証金100万円の全部を没取する。

理 由

第1 本件申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、別紙「保証金没取の申立書（写し）」及び同「平成29年9月29日付け意見書（写し）」記載のとおりであり、本件申立てに対する相手方の反論は、同「平成29年9月22日付け意見書（写し）」記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断



1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 申立人は、平成23年4月15日、相手方ほか21社に対し、排除措置命令（以下「本件排除措置命令」という。）を発令した。本件排除措置命令の謄本は、同月16日、相手方に送達された。

(2) 相手方は、同年5月24日、申立人に対し、平成25年法律第100号附則2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）49条6項に基づき、本件排除措置命令について、審判を請求した（平成23年（判）第14号）。

(3)ア 相手方は、同日、東京高等裁判所に対し、独占禁止法70条の6第1項に基づき、本件排除措置命令の執行免除の申立てをし、同年6月24日、同裁判所は、相手方に対し、本件排除措置命令について、保証金100万円を供託することにより、同命令が確定するまでその執行を免れる旨の決定をした（平成23年（行タ）第99号）。

イ 相手方は、同年7月1日、上記決定に基づき、東京法務局に保証金として100万円を供託した（東京法務局平成23年度金第15962号。以下「本件保証金」という。）。

(4) 申立人は、平成29年6月15日、相手方の審判請求を棄却する審決を行い、同月20日、上記審決書の謄本が相手方に送達され、同年7月20日の経過をもって、上記審決が確定し、本件排除措置命令が確定した。

2 排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによって、その効力が生ずるのが原則であるところ（独占禁止法49条2項）、上記1の事実によれば、相手方は、本件排除措置命令について審判を請求するとともに、本件保証金を供託することにより本件排除措置命令が確定するまでその命令の執行を免れていたものであるから、本件排除措置命令が取り消されずに確定した以上、本件保証金を没取することが相当である。

これに対する相手方の主張は、要するに、相手方は本件排除措置命令を受けた後に事業を廃止し、山梨県に対し平成23年6月15日付けの建設業を廃止した旨の届出を提出するまでに行っていた工期途中の工事に関する作業を除き、事業を行っておらず、本件排除措置命令の違反行為も行っていないから、そもそも本件排除措置命令の発令直後からその執行をすべき実質的理由がなく、相手方が本件排除措置命令の執行を免れていたことによる利益を一切享受していない以上、本件保証金を没取すべき実質的理由が存しないというものである。そして、証拠（乙1ないし4）によれば、相手方は、上記届出をし、同月20日に山梨県から建設業の許可の取消処分を受けていること、申立人は、相手方に対する本件排除措置命令の履行を求める予定がないことが認められる。

しかしながら、独占禁止法70条の7第1項が、排除措置命令が確定したときは、裁判所は、申立人の申立てにより、供託に係る保証金等の全部又は一部を没取することができる」と定めているのは、未確定の排除措置命令であっても迅速に執行し、もって侵害された競争秩序を回復するという公益上の要請と排除措置命令がその後の審決又は判決で取消しに至ったときの被審人の利益保護の要請との調整を図るとともに、安易な執行免除の申立てを抑制するためである。このような規定の趣旨に鑑みると、排除措置命令を受けた者が裁判所の定める保証金等を供託して、当該排除措置命令が確定するまでその執行を免れていた場合において、その後、排除措置命令が取り消されることなく確定したときは、上記公益上の要請を優先すべきことから、特段の事情のない限り、申立人の申立てにより、名あて人がその執行を免れるために供託した保証金等の全部を没取すべきものと解するのが相当である。

本件において、相手方が、事実上、本件排除措置命令直後に建設業の廃止届を提出し、事業を営んでいなかったとしても、自らの判断で事業活動を停止したにすぎず、法律上は、本件排除措置命令が確定するまでの6年余りの

間、本件排除措置命令の執行を免れ、本件排除措置命令に従うことなく事業活動を行うことができる地位にあったものであり、本件排除措置命令を迅速に執行するという公益上の要請に反し、競争秩序の回復を阻害していたことに変わりはないから、上記特段の事情があるとは認められない。

よって、相手方の前記主張は採用することができない。

第3 結論

したがって、申立人の本件申立てを相当と認め、保証金100万円の全部を没取することとし、主文のとおり決定する。

平成29年12月26日

東京高等裁判所第3特別部

裁判長裁判官

安 浪 亮



裁判官

清 水



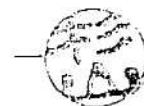
裁判官

片 山 憲



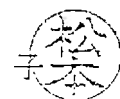
裁判官

杉 山 順



裁判官

松 本 有 紀 子



(別紙)

正 本



保証金没取の申立書

平成29年8月29日

東京高等裁判所第3特別部 御中

〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

申 立 人 公 正 取 引 委 員 会
同代表者委員長 杉 本 和 行

送達場所 〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 増田宛て

(FAX 03-3581-5416)

(電 話 03-3581-3381)

申立人指定代理人

石 谷 直

田 中

上 瀧 清

小 野 寺

増 田 達



〒405-0002

山梨県山梨市東407番地

相 手 方 株 式 会 社 内 田 組

同代表者代表取締役 内 田 光 司

保証金没取申立事件

貼用印紙額 1,000円



/000

2400

申立ての趣旨

申立人が平成23年4月15日に行った排除措置命令（平成23年（措）第1号）につき、相手方がその執行を免れるために保証金として供託した金100万円の全部を没取する
との決定を求める。

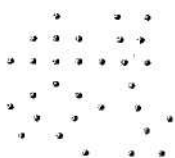
理 由

1 申立人が平成23年4月15日に行った排除措置命令（平成23年（措）第1号事件。以下「本件排除措置命令」という。）について、相手方が、同年5月24日、申立人に対し、平成25年法律第100号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第49条第6項の規定に基づき審判請求を行うとともに、同日、東京高等裁判所に対して、同法第70条の6第1項の規定に基づき本件排除措置命令の執行を免れるため同命令の執行免除の申立てを行った。東京高等裁判所は、同年6月24日に保証金として金100万円を供託することにより本件排除措置命令確定まで執行を免除する旨の決定（平成23年（行タ）第99号）をし、相手方は同年7月1日に東京法務局に保証金として金100万円を供託（平成23年度金第15962号）した。

一方、申立人が相手方に対し平成23年7月27日に審判開始通知書を送付したことにより、審判手続が開始されたところ（平成23年（判）第14号）、申立人は平成29年6月15日に相手方の審判請求を棄却する審決を行った。そして、同年7月21日、出訴期間の経過をもって同審決が確定したことにより、本件排除措置命令が確定した。

したがって、申立人は、平成25年法律第100号附則第2条のなお従前の例によることとする規定により、独占禁止法第70条の7第1項の規定に基づき保証金の没取を申し立てるものである。

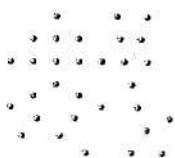
2 (1) 本件排除措置命令の対象とされた行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反する行為であるところ、



本件排除措置命令は、同法第49条第2項に規定されているとおり、排除措置命令書の謄本が名宛人に送達されたときにその効力を生じ、確定前においてもその執行力を有するものであり、その効力は同法第97条の規定に基づく排除措置命令違反に対する過料により担保されている。これは、排除措置命令の命ずる名宛人の違反行為を排除する措置はその性質上迅速に実現されるべきであるとの公益上の要請があるからである。他方において、排除措置命令は審判の結果、取り消されることがあり、この場合には、長期間経過後に取り消されても、既に排除措置命令の効力に拘束されてきた名宛人にとって原状を回復することが極めて困難であるか又は不可能であることが予想されることから、これらを調整するため同法第70条の6第1項の規定によって供託による排除措置命令の執行免除制度が設けられ、同法第70条の7第1項の規定によって排除措置命令が確定した場合における保証金の没取の制度が設けられているのである。

この点、排除措置命令については、迅速に執行するという公益上の要請があることからすれば、審判請求に理由がなかった場合にまで無条件にその執行の免除を得させることは望ましくないため、排除措置命令が確定した場合には、その確定した内容に応じて、保証金の全部又は一部を没取することができることとして、安易な執行免除の申立てを抑制しているものと解され、保証金の没取制度のこのような制度趣旨については、東京高等裁判所昭和50年12月22日決定（公正取引委員会審決集22巻315ページ）以降、多くの決定で同趣旨の内容が判示されているところである。

(2) すなわち、審判において、名宛人の主張が全て容れられず排除措置命令が確定するに至った場合、審決により、当該名宛人の審判請求に本来理由がなかったことが明らかになったのであるから、排除措置命令の執行が免除されたことにより、名宛人は実質的な根拠なく措置の執行を免除されるという利益を享受したことになるところ、保証金を没取しなければ、安易な執行免除の申立てを抑制するという独占禁止法第70条の7第1項の趣旨に反することとなる。また、同法第70条の7第1項の趣旨からすれば、供託された保証金が没取され



るのは、名宛人が執行免除の申立権を濫用し、又は審判を不当に遅延させた場合に限られるものではないことは明らかである（東京高等裁判所平成23年9月16日決定・平成23年（行タ）第51号 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントに対する保証金没取申立事件）。

(3) したがって、名宛人の主張が容れられずに排除措置命令が確定するに至った場合には、特段の事情がない限り、保証金の全部を没取することが制度の目的に合致する。

- 3 本件の場合、審判における相手方の主張はいずれも認められず、結果として相手方は理由のない審判請求をするとともに、排除措置命令の執行免除の申立てをすることによって、本件排除措置命令の執行免除を得、本来速やかになされるべき本件排除措置命令の迅速な執行を免れたのであり、また、本件について保証金の全部又は一部について返還を認めるべき特段の事情も見当たらないのであるから、その全部を没取すべきである。

以 上

付 属 書 類

- | | |
|---------------|-----|
| 1 保証金没取の申立書副本 | 1 通 |
| 2 指定書 | 1 通 |
| 3 履歴事項全部証明書 | 1 通 |

(別紙)

正本

平成29年(行タ)第2091号 保証金没取の申立事件

申立人 公正取引委員会

相手方 株式会社内田組

意見書



平成29年9月29日

東京高等裁判所第3特別部 御中

申立人指定代理人

石 谷 直
田 中
上 瀧 清
小 野 寺
増 田 達 郎



申立人は、本書面において、相手方の平成29年9月22日付け意見書（以下「相手方意見書」という。）に対して、必要な範囲で意見を述べる。

なお、本書面において用いる略称は、新たに用いるもののほか、平成29年8月29日付け保証金没取の申立書（以下「本件申立書」という。）と同様である。

1 相手方の主張

相手方は、以下の点を述べた上で、保証金を没取すべき実質的理由が

ないと主張する。

- (1) 相手方は、本件排除措置命令が出てから現在まで事業を行っておらず、本件排除措置命令後において、本件排除措置命令で認定された違反行為を行った事実もないこと等を理由に、相手方については、そもそも排除措置命令直後から、本件排除措置命令の執行をすべき実質的理由がなかったことから、本件執行免除の申立てによって本件排除措置命令の執行を免れていたという関係に立たず、相手方は本件排除措置の執行を免れていたことによる利益も何ら享受しておらず、相手方に関して本件排除措置命令の執行がなされなかったことによって、競争秩序への悪影響を及ぼしていた状況があったともいえない（相手方意見書2頁）。
- (2) 相手方において、執行免除の申立権を濫用したこともなければ、審判を不当に遅延させた事実もない（相手方意見書2頁）。

2 申立人の主張

(1) 前記1(1)について

ア 排除措置命令の命ずる名宛人の違反行為を排除する措置は、その性質上迅速に実現されるべきであるとの公益上の要請がある。また、排除措置命令については、迅速に執行するという公益上の要請があることからすれば、審判請求に理由がなかった場合にまで無条件にその執行を免除を得させることは望ましくないため、排除措置命令が確定した場合には、保証金の全部又は一部を没取することができることとして、安易な執行免除の申立てを抑制しているものと解される（このような制度趣旨については、東京高等裁判所昭和50年12月22日決定（公正取引委員会審決集22巻315ページ）以降、多くの決定で同趣旨の内容が判示されている。）。

そして、保証金を供託することにより排除措置命令が確定するまでその執行を免れた事業者から、排除措置命令の確定後に保証金を没取する必要性は認められない旨の主張がなされた先例においても、①違反行為が終了してから本件違反行為と同様の行為をしたことがなく、違反行為

が繰り返されるおそれが具現化した事実もないこと、②他の事業者との間で違反行為に係る事業の一切を譲渡する旨の包括合意書を締結して事業譲渡を行い、当該事業から完全に撤退していること等を根拠とした主張に対し、「排除措置命令を執行することによって一般的に独占禁止法に違反する行為を阻止・排除し、もって侵害された競争秩序を回復することが公益上の要請であると解されるから、排除措置命令に係る違反行為が既に終了し、そのことが排除措置命令において確認され、排除措置命令の執行免除後に実際に違反行為がされず、その具現化した事実もなく、違反行為に係る事業の譲渡によって今後違反行為が繰り返されるおそれがなくなったからといって、それによって上記公益上の要請が満たされるものではない」と判示して、保証金の全額の没取が決定されている（東京高等裁判所平成28年7月15日決定・平成28年（行タ）第31号 三菱樹脂株式会社に対する保証金没取の申立事件決定書4(3)第1及び第2段落〔4～5頁〕）（甲第1号証）。

イ 本件において、相手方が、本件排除措置命令が出てから現在まで事業を行っておらず、本件排除措置命令後において本件排除措置命令で認定された違反行為を行った事実もないことが、仮に事実であったとしても、前記アの先例に照らせば、相手方に対して、排除措置命令直後から本件排除措置命令を執行させるべき理由があったことは明らかである。このため、本件において保証金の没取が認められなければ、安易な執行免除の申立てを抑制することにならないこともまた明らかである。

さらに、排除措置命令直後から、相手方に対して本件排除措置命令を執行させるべき理由があった以上、相手方の、「本件執行免除の申立てによって本件排除措置命令の執行を免れていたという関係に立たない」。

「相手方は本件排除措置の執行を免れていたことによる利益も何ら享受していない」及び「相手方に関して本件排除措置命令の執行がなされなかったことによって、競争秩序への悪影響を及ぼしていた状況があったともいえない¹⁾」との主張（相手方意見書2頁）は、いずれもその根拠を

¹⁾ 相手方の当該主張について付言すると、排除措置命令は、違反行為によって損なわれ

欠くことから失当である。

以上のとおり、相手方の主張にはそもそも理由がないが、以下念のため付言する。

(ア) 相手方は、相手方については排除措置命令直後から本件排除措置命令の執行をすべき実質的理由がなかった事情として、①相手方が本件排除措置命令が出た後に事業を廃止し、平成23年6月15日付けで山梨県に対して建設業の許可を廃止した旨を届け出たところ、同月20日付けで山梨県知事により建設業の許可が取り消された旨、②相手方は、前記①の廃止届を提出するまでの間に行っていた工期途中の工事に関する作業を除き、本件排除措置命令が出てから現在まで事業を行っておらず、本件排除措置命令後において、本件排除措置命令で認定された違反行為を行った事実もないことはもとより、入札に参加したこともなければ、新たな受注を得たこともない旨、③本件排除措置命令確定後、平成29年8月31日²に申立人が相手方に対して調査を実施し、相手方が事業を行っていなかったことが確認されたため、同年9月4日に、申立人から相手方代理人に対して、申立人は相手方に対して本件排除措置命令の履行を求めないとの連絡があった旨を主張する（相手方意見書1～2頁）。

(イ) 前記(ア)①については、前記アの先例に照らせば、他の事業者との間で違反行為に係る事業の一切を譲渡する旨の包括合意書を締結して他の事業者に事業譲渡を行い、当該事業から完全に撤退して違反行為が繰り返されるおそれなくなった場合でさえ排除措置命令を執行させる

た競争秩序を回復させること等を目的とすることから、排除措置命令を執行させないことによって競争秩序への悪影響が及ばないからといって、排除措置命令を執行させる必要がなくなるわけではない（仮に悪影響が及ぶ場合には、排除措置命令を執行させる必要性がより高まるにすぎない。）。

² 申立人が相手方に対して調査を行ったのは平成29年7月31日であるが、相手方意見書記載のとおり記載した。

必要があることを踏まえれば、本件における相手方のように、自らの判断で事業活動を停止した事業者に排除措置命令を執行させる必要があることは明らかである。

また、相手方が事業を廃止したこと、山梨県に対して建設業の許可を廃止した旨を届け出たことのいずれも、相手方が自らの判断で行なったことであり、今後、相手方が建設業の許可の申請を行い、本件違反行為に係る事業を再開することもまた、相手方の自らの判断で行うことが可能であったことから、このような違反行為に係る事業を停止しただけにすぎない場合には違反行為が繰り返されるおそれがなくなったものとは言えず、相手方に対して排除措置命令を執行させる必要があったことは明らかである。

前記(7)②については、相手方が、「廃止届を提出するまでに行っていた工期途中の工事に関する作業を除き、本件排除措置命令が出てから現在まで事業を行って」いないと自認するとおり、本件排除措置命令の「直後」から本件違反行為に係る事業を行っていなかったわけではない。

また、相手方は、平成23年5月24日、東京高等裁判所に対して、独占禁止法第70条の6第1項の規定に基づき本件排除措置命令の執行を免れるため同命令の執行免除の申立てを行ったところ、相手方は、裁判所に提出した「執行免除申立書」において、本件違反行為に係る事業を取り止めたことや、取り止める予定であることは一切述べていない(甲第2号証)。仮に、平成23年5月24日の時点で、相手方が本件違反行為に係る事業を行っていなかったのであれば、今回提出された相手方意見書における主張によれば、本件排除措置命令の執行を免れる事情として「執行免除申立書」で述べて然るべきであったことから、相手方は、本件排除措置命令の「直後」から本件違反行為に係る事業を行っていなかったわけではない。

前記(7)③については、相手方は、申立人が「相手方が事業を行って

いなかったことが確認されたため」を理由として相手方に本件排除措置命令の履行を求めないとの連絡をした旨主張するようであるが、相手方が主張する理由付けを申立人が相手方に示した証拠はなく、相手方の主張は相手方による推測にすぎない。

なお、申立人が相手方に本件排除措置命令の履行を求めないこととした理由は、履行を求めないという判断をした時点において、相手方が事業を行っていないためではなく、本件違反行為に関する事業活動を止め、今後、何らかの事業活動を再開する可能性は極めて低く、法人としての実質を既に失っており、排除措置命令の履行を求めることすら困難であると申立人において判断したためである。

(2) 前記 1 (2) について

供託された保証金が没取されるのは、申立人が執行免除の申立権を濫用し、又は審判を不当に遅延させた場合に限られるものではないことは、本件申立書 2 (2) 第 2 文 (2 頁下から 2 行目以下) で述べたとおりである。

また、前記 (1) アの先例においても、同様の判断が示されている (当該先例の決定書 4 (3) 第 3 段落 [5 頁]) (甲第 1 号証)。

(3) 結語

以上のとおり、相手方の主張はいずれも理由がなく、本件申立てがそのとおり認められるべきことは明らかであるので、速やかに保証金の全部について没取が認められるべきである。

以 上

(別紙)

平成29年(行タ)第2091号 保証金没取の申立事件

申立人 公正取引委員会

相手方 株式会社内田組

意見書



平成29年9月22日

東京高等裁判所第3特別部 御中

〒105-6227

東京都港区愛宕2-5-1

愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 27階

サン綜合法律事務所(送達場所)

電話 03-5408-7491

FAX 03-5408-7492

相手方代理人弁護士 中村 信雄



同(担当) 押久保 公人



頭書事件についての相手方の意見は以下のとおりである。

相手方は、本件排除措置命令が出た後に事業を廃止し、平成23年6月15日付けで山梨県に対して建設業の許可を廃止した旨を届け出たところ、同年6月20日付けで山梨県知事により建設業の許可が取り消された(乙1・山梨県公報)。相手方は、前記廃止届を提出するまでの間に行っていた工期途中の工事に関する作業を除



き、本件排除措置命令が出てから現在まで事業を行っておらず、本件排除措置命令後において、本件排除措置命令で認定された違反行為を行った事実もないことはもとより、入札に参加したこともなければ、新たな受注を得たこともない。この点については、本件排除措置命令確定後、平成29年8月31日に申立人事務総局審査局第一審査（担当：田中修氏）が相手方に対して調査を実施し（乙3・FAX通信表）、相手方が事業を行っていなかったことが確認されたため、平成29年9月4日に前記田中氏から相手方代理人に対して、申立人は相手方に対して本件排除措置命令の履行を求めないとの連絡があった（乙4・電話聴取書）。このように、相手方については、そもそも本件排除措置命令発令直後から、本件排除措置命令の執行をすべき実質的理由がなかったものである。

したがって、本件執行免除の申立てによって本件排除措置命令の執行を免れていたという関係に立たない。また、相手方は本件排除措置の執行を免れていたことによる利益も何ら享受していないし、相手方に関して本件排除措置命令の執行がなされなかったことによって、競争秩序への悪影響を及ぼしていた状況があったともいえない。さらには、相手方において、執行免除の申立権を濫用したこともなければ、審判を不当に遅延させた事実もない。

よって、保証金を没取すべき実質的理由が存在しない。

以上